

第18回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

平成21年3月3日(月) 14時00分

2. 場 所

神戸市中央区下山手通5-1-16

パレス神戸2階「大会議室」

3. 出席者指名

①出席委員

糠 善次 / 川本 信義 / 山本 正直 / 小田 英一

福池 昌広 / 高橋 昭 / 前田 健二 / 宮本 憲二

藤本 昭夫 / 坂井 淳 / 原 一郎 / 荒井 修亮

以上12名

②臨席者

| | | |
|------------------|----------|--------|
| 水産庁 資源管理部 管理課 | 課 長 | 木實谷 浩史 |
| | 課長補佐 | 渡邊 顕太郎 |
| 九州漁業調整事務所 | 次 長 | 佐藤 愁一 |
| 独立行政法人水産総合研究センター | | |
| 瀬戸内海広域水産研究所 | 部 長 | 岩本 明雄 |
| | 資源管理研究室長 | 永井 達樹 |
| | 研 究 員 | 片町 太輔 |
| 中央水産研究所 | 主任研究員 | 石田 実 |
| 和歌山海区漁業調整委員会 | 事務局長 | 田上 伸治 |
| 大阪海区漁業調整委員会 | 課長補佐 | 狭間 文雄 |
| | 専門委員 | 小菅 弘夫 |
| 大阪府環境農林水産部水産課 | 課長補佐 | 亀井 誠 |
| 兵庫県農政環境部農林水産局水産課 | 資源管理係主査 | 峰 浩司 |
| 兵庫県農政環境部農林水産局水産課 | 漁政係主査 | 森本 利晃 |
| 岡山海区漁業調整委員会 | 次 長 | 佐藤 二郎 |
| 広島海区漁業調整委員会 | 専 門 員 | 山根 康幸 |
| 山口県農林水産部水産振興課 | 主 任 | 岡田 浩司 |
| 徳島県農林水産部水産課 | 技 師 | 西岡 智哉 |
| 香川海区漁業調整委員会 | 副 主 幹 | 宮川 昌志 |

| | | |
|----------------|-----------|--------|
| 香川県農林水産部水産課 | 課長補佐 | 井口 政紀 |
| | 技 師 | 益井 敏光 |
| 愛媛県農林水産部水産局水産課 | 資源管理担当係長 | 加藤 利弘 |
| 愛媛県農林水産研究所 | 主任研究員 | 河本 泉 |
| | 主任研究員 | 関 信一郎 |
| 福岡県豊前海区漁業調整委員会 | 事務主査 | 竹馬 悦子 |
| 大分海区漁業調整委員会 | 事務局長 | 日隈 邦夫 |
| 大分県農林水産部水産振興課 | 副 主 幹 | 大塚 猛 |
| 愛媛新聞社 大阪支社 | 編集部長 | 芝 充 |
| 瀬戸内海漁業調整事務所 | 所 長 | 佐藤 力生 |
| | 調整課長 | 馬場 幸男 |
| | 資源課長 | 森 春雄 |
| | 指導課長 | 小林 一弘 |
| | 資源管理計画官 | 平松 大介 |
| | 資源保護管理指導官 | 中奥 美津子 |
| | 調整課許可係長 | 酒井 仁 |
| | 調整課調整係 | 玉城 哲平 |
| | 資源課資源管理係長 | 松本 貴弘 |
| | 資源課資源増殖係長 | 萩原 邦夫 |
| | 資源課漁場整備係 | 正岡 克洋 |

4. 議題

1. サワラ瀬戸内海系群資源回復計画について
2. 周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について
3. カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）資源回復計画について
4. トラフグ資源管理の検討状況について
5. その他

5. 議事の内容

(開 会)

(馬場調整課長)

それでは定刻となりましたので、ただいまから第18回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、岡山海区の奥野委員が事情やむを得ず欠席をされ、また兵庫県瀬戸内海海区、吉田委員より遅れて出席する旨の連絡がありました。定数14名のうち、現在12名が出席され過半数を超える委員の出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用する同法101条の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは前田会長、議事進行をお願いいたします。

(挨拶)

(前田会長)

それでは委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては年度末大変お忙しい中、第18回瀬戸内海広域漁業調整委員会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。

また水産庁の木實谷管理課長さん、また瀬戸内海漁業調整事務所の佐藤所長さんを始め担当の皆様にはお忙しい中ご臨席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日の委員会ではサワラ瀬戸内海系群資源回復計画、周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画、燧灘カタクチイワシ資源回復計画について平成20年度取組の実施状況と資源状況についての報告をしていただきまして、また平成21年度取組などについてご審議いただくことといたしております。

更にはトラフグ資源管理の検討状況、平成21年度予算についてもご報告いただくなど盛りだくさんの内容となっております。

また、ご案内のとおり委員の皆様におかれましては現在の委員の任期が平成17年10月1日から4年間、今年の9月末日までが任期となっております。緊急の予定がなければ本日が最後の委員会になろうかと思っております。委員の皆様におかれましては最後まで活発なご議論をお願い申し上げます。

本日は議長といたしまして要点を絞った議事進行を心がけますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは本日、水産庁から木實谷管理課長さんにお越しをいただいておりますので、来賓を代表して一言ごあいさつをいただきたいと思っております。

(木實谷管理課長)

水産庁管理課長の木實谷でございます。

本日、第18回瀬戸内海広域漁業調整委員会が開催されるに当たりまして、一言ごあい

さつ申し上げます。

委員の皆様には年度末の大変お忙しい中お集まりいただき、厚く御礼申し上げる次第でございます。

また日ごろから資源管理、漁業調整等の課題にご尽力をいただいておりますことに対し、改めて御礼申し上げる次第でございます。

ご承知のとおり広域漁業調整委員会でございますけれども、都道府県の区域を越えて分布回遊する資源の適切な管理を目的として設置されまして、国が作成する広域の資源回復計画を中心としてご審議をいただいているところでございます。

現在、全国で18の広域計画そして46の地先計画が実施されておりました資源回復のための取組が全国的に展開されてきているところでございます。瀬戸内海を管轄いただいております本委員会の関係では現在までに3つの広域計画が作成実施されているところでございますけれども、皆様方の不断のご努力により資源の回復が更に図られることを期待しているところでございます。

改めて申し上げますまでもなく水産庁といたしましても、この資源回復計画につきましては主要施策の1つでございます。今後とも一層推進していくということにしているところでございます。現在取り組んでおります資源回復計画につきましては、徐々に回復が見られ始めている計画もございまして、このような資源については将来的には漁業者がみずからの力で管理していくような方向にもっていくというのがこれからの課題ではないかというふうに考えているところでございます。

一方で、漁業経営を取り巻く情勢につきましてはご承知のとおりいまだ予断を許さない状況にございますけれども、適切な資源管理に取り組み水産資源の維持回復を行っていくことは、将来的に活力ある漁業構造の確立にもつながっていくものと考えておりまして、資源管理を目的として設置されました広域漁業調整委員会の役割は一層期待されるものと考えているところでございます。

なお、広域漁業調整委員会につきましては委員の皆様の任期が一期4年となっております。現在第2期目の最終年を迎えているということでございます。平成13年に漁業法が改正され広域漁業調整委員会制度が設けられ、その中で資源回復計画を中心とした課題に鋭意ご尽力を賜りました皆様のおかげで、資源回復計画も今や全国的な展開になっているところでございます。これまで各委員の皆様方が払ってこられましたご努力に対して重ねて御礼申し上げますとともに、残されました半年の期間におきましても資源管理、漁業調整といった課題に対しまして引き続きご支援、ご協力をお願いする次第でございます。

本日はさわらの資源回復計画を始め、盛りだくさんの議題となっているというふうに承知しております。皆様の有意義なご審議が行われまして、今後さらに瀬戸内海における資源管理が推進されますよう祈念いたしまして、簡単ですけれども開会のあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

それでは議事に入る前に事務局に人事異動がございましたので、佐藤所長さんよりご紹介をお願いいたします。

(佐藤所長)

2月16日付けで事務局の調整課長、従前は柿沼でしたが今般、馬場にかわりました。一つよろしくをお願いします。

(資料確認)

(前田会長)

それでは、本日使用いたします資料の確認を行いたいと思います。事務局よろしくをお願いします。

(馬場調整課長)

それでは、お手元にお配りしております資料でございますが、まず議事次第、委員名簿、出席者名簿それから本日の会議での資料としまして資料1-1から1-3までサワラの資源回復計画関係の資料。資料2-1から資料2-3まで周防灘小型機船底びき網資源回復計画の資料。資料3-1から3-3までカタクチイワシ資源回復計画の資料。資料4トラフグ資源管理に関する主な取組。資料5平成21年度予算関連資料がございます。それから参考資料といたしまして瀬戸内海で行っている広域種の資源回復計画等に関します資料をホッチキスどめで配付しております。不足等ございましたら事務局までお申し出ください。

以上でございます。

(議事録署名人の指名)

(前田会長)

どうもありがとうございました。

それでは議事に入らせていただきますが、本日まとめられます本日の委員会の議事録書名人を選出いたしたいと思います。本委員会の事務規定では会長が出席委員の中から指名することになっておりますので、今回は広島海区の山本委員さんと学識委員の原委員さんのお二人をお願いしたいと思いますよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは山本委員さんと原委員さんのお二方には、よろしくお願いを申し上げます。

(議題1 サワラ瀬戸内海系群資源回復計画について)

(前田会長)

それでは早速、議題1「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画の一部変更について」に入ります。

まず始めに20年度の実施状況について事務局より報告していただき、次に瀬戸内海区水産研究所からサワラの資源状況などについて説明をしていただきます。その後、21年度の取組につきましてご審議いただきたいと思っております。

それでは本年度の実施状況について事務局から報告をお願いいたします。

(平松資源管理計画官)

瀬戸内海漁業調整事務所資源管理計画官をしております平松でございます。

まず資料1-1を用いまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。座って説明をさせていただきます。

サワラ資源回復計画の平成20年度の実施状況につきまして、資料1-1の表紙をめくっていただきますと漁獲努力量削減措置実施状況図1ページがございます。こちらの実施状況図から資料の5ページまで、種苗放流それから漁場整備等の実施状況につきましては前回の委員会での報告内容と重複いたしますのでここではご説明を割愛させていただきます。

資料の6ページをご覧くださいと思います。こちらに平成20年の漁獲量の速報値を載せてございます。6ページの1番の漁獲量の表の欄外、右側に速報値として括弧書きで各年の数量を書いているところでございます。こちらの数値につきましては、農林水産省の統計部が半年ごとに速報値として集計しております数値の平成20年の上半期、下半期の合計の数字を掲載させていただいております。平成20年につきましては、瀬戸内海の漁獲量が752トンということで集計をされてございます。これと同じ速報値の平成19年の数字を見ていただきますと803トンということで速報値の対前年比が94%、マイナス6%ということになってございます。私どもの事務所の方で各府県の担当の方から漁獲状況を聞き取っております情報を整理いたしますと、やはり同様に数%前年を下回るというような情報をお聞きしてございます。こちらにつきましては、確定値はもう少し時間が経ってから出るということでございますが、平成20年は平成19年の漁獲量の確定値1,081トンを若干下回るのではないかと想像をしているところでございます。

平成20年の漁獲量の統計の数字につきましては以上でございますが、6ページの2番、下の方ですがこちらの方には当広域漁業調整委員会指示で漁獲量の上限が定められております。はなつぎ網、さわら船曳網、サゴシ巾着網、こちらの漁獲量の報告が各県からございましたので、その数値を掲載させていただいております。それぞれ表にございます制限値以内での操業が実施されたというところでございます。

漁獲量については以上でございますが、次に資料の7ページに岡山県が今年度実施いたしました試験操業調査の結果、それから8ページから9ページには同じく香川県で実施されました試験操業調査の結果を載せてございます。

まず、7ページの岡山県の調査結果でございますが今年度、昨年10月に試験操業が

3回実施されてございます。真ん中の2番の試験操業結果のところの平成20年の欄をご覧ください。3回の試験操業によりましてサゴシが197尾漁獲されております。その下、1隻あたりのCPU Eも65.7ということで、それぞれ平成19年の結果を上回る結果となっております。197尾の漁獲されたサゴシのうち、放流魚がどれだけ含まれていたかというものにつきまして7ページ一番下の表3に漁獲サゴシのデータと右側に放流されたサワラのデータの結果を載せております。平成20年につきましては、197尾のうち放流されたものが1尾ということで混獲率は0.5%という結果になってございます。昨年、一昨年と比べて混獲率が非常に低い結果というのが今年の特徴でございます。

同様に8ページから9ページの香川県の調査結果も傾向といたしましては、ただいまの岡山県と同様の傾向となっております。まず8ページの2番の漁獲状況の1番下の右端、平成20年の結果といたしまして3回の試験操業で107尾のサゴシが漁獲され、1隻あたりの漁獲実数も17.8尾ということでそれぞれ前年を上回っているという結果でございます。また9ページに漁獲されたもののうち放流されたサワラがどれだけ含まれていたかということで表になってございますが、こちらの平成20年のところをご覧くださいと、左側の漁獲サゴシ107に対して放流サワラの尾数が1尾ということで混入率が約1%という形になってございます。それぞれ傾向といたしましては、先ほどの岡山県と同様の傾向になっているというところでございます。

このように両県とも試験操業での漁獲は昨年よりも多いということ、それから全体の漁獲の中に占める放流されたサワラの割合が少ないということ、相対的に見ると全体の天然のサワラ加入が多いということを示す結果となっております。ただ、近年では加入が卓越いたしました平成14年ほどの結果にはなっていないというところがございます。若干漁獲がいいのではないかというような推定もしておりますが、これらの加入状況につきましてはまた後ほど瀬戸内海区水産研究所の方からの報告にも触れられますのでそちらに譲りたいと思います。

岡山県、香川県の両県で実施されております試験操業こちらにつきましては、播磨灘の休漁期間に実施されるものということで、本委員会指示との関係により事前に委員会へ調査計画の報告、また結果の報告を行うということにされております。平成21年度につきましても今年度と同様に調査が計画されておまして、資料の10ページ、11ページにそれぞれ来年度の調査計画が提出をされていることをご報告いたします。

それから平成20年度の実施状況、最後になりますが資料の12ページ一番後ろでございますが、T A E管理の実施状況を取りまとめてございます。府県別に数字が書かれています表の一番右端に全体の合計値といたしまして、設定された努力量が12万3,674隻日に対しまして平成20年度のT A E管理期間での操業隻日数が2段目の1万5,913隻日となっております。設定値に対する割合といたしましては13%となっております。こちらの出漁隻日数につきましては平成15年度にこのT A E管理を開始して以降、最も少ない値ということになってございます。

簡単ではございますが平成20年度、本年度のサワラ計画の実施状況についての説明は以上でございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして何かご質問はございませんでしょうか。

それではご質問もないようですので、つづきましてサワラの資源状況につきまして瀬戸内海区水産研究所の永井室長さんより説明をお願いいたします。

(永井室長)

それでは説明させていただきます。

図は漁獲量の経年推移です。横軸が年、縦軸が千トン単位で示した漁獲量です。青が瀬戸内海の東部、紀伊水道から備讃瀬戸まで、赤が燧灘から伊予灘、あるいは周防灘までの西部を示します。漁獲量は一番多いときで6千トンを超えましたが、1986年をピークに減ってきました。1998年に香川県、岡山県、兵庫県が自主規制を始めてから、徐々に漁獲量は回復してきて、2000年からは資源回復計画が行われているところです。

2007年の漁獲量は図では1,108トンと記入しておりますが、先ほどの平松さんの説明で新しい推定値は1,081トンとなっています。漁獲物の年齢を見ますと昔は3歳、4歳をとっていたのですが、1980年代に入ってから2歳、3歳、1990年代に入ると1歳、2歳が中心となり、漁獲物の低年齢化が進みます。とり方としては悪くなってきています。

次に資源量の推移ですが、縦軸に漁獲物の年齢組成を基に資源計算して求めた資源量の経年推移を示しました。一番多いとき1987年で1万6千トンくらいあったものがずっと減ってきて、2007年には2,282トンと1987年の14%に減っています。その後、資源量は少し回復してきましたが、ここ4年ほどやや減少ぎみで推移しています。一時の悪いときは脱したけれど、やや減りぎみで推移しています。

それから資源量に対してどのくらい漁獲しているかという漁獲割合を赤で示しておりますが、一時に比べてその割合が高くなってきており、漁獲圧力が増ってきています。

次に親魚量(トン)と加入尾数の関係です。横軸に親の資源量を取りまして、縦軸にその年に生まれて秋に加入したサゴシの資源尾数をとっています。図を見ると、親が多いほど子供も多く加入していることがうかがわれます。両者に直線の関係当てはめると青いラインになります。最近年の1998年以降を切り出してみると右の図ですが、同じブルーの直線で示していますが、これは2つの図で同じものです。要するに親が多いと子供も多い、ただ2002年というのは親がそれほど多くなかった割には加入がよかった、強い年級が生まれてきた。これに対し2004年は親が多かったけれど、期待したほど子供が生まれてこなかったわけです。いずれにしても最近はこの直線より少し上に点がくるいい傾向があるのですが、それが親の増加につながっていない。というのは0歳秋から1歳の間の魚がまだ小さいうちに漁獲されて、親の増加につながっていないと言えると思います。

先ほど2004年は親が多かった割に子供の生き残りが悪かったということを行いました。その理由として1つ考えられるのはこの年には御承知のように6月から10月に台風が10個来襲して史上最高ということがありました。この年サワラの卵が多かったということがネット調査でわかっておりますが、仔魚が少なかった。小さいうちに海が時化て魚の生き残りが悪かったのかなと思っています。

それから2006年については、2005年の12月から40年ぶりの低温という厳し

い冬でして、表面の水温がこれは大阪湾の例ですけど例年に比べて5度くらい低かった。その影響がずっとサワラの産卵期まで持ち越してきまして、サワラの産卵時期は開始が遅れましたが、逆に低温のため産卵の終わりが細く長く続いたという特徴があります。漁獲の経過や年齢別の漁獲の状況から見て、2006年は非常に低温で、産卵に影響は受けたが、結果として細く長くつづいた産卵で2006年の加入はそれほど悪くなかったと理解しています。

いろいろと環境が不安定な例を示します。図の横軸が1月から12月の平年の水温の平均値ですが、それに対して2006年とか2007年がどうかと比べました。香川県の10メートル水温の年間偏差ですが、海域は幾つかあります。3つほどまとめて言いますと、特徴として2006年は先ほど言ったように平年を下回る水温がずっと続き、3月に平年値を少し超える時がありますが、低温の年でした。2007年は逆に平年より非常に暑くて、一番高い時は年間偏差より2度くらい高い場合も見られました。魚の場合1度水温が高いと人間で言えば5度とか10度に相当すると言われていています。水温がかなり高いということがサワラの仔稚魚の生産率を低下させていないか、つまり2007年生まれの生き残りがどうだったかということを考える上で、水温が高かった影響を考えていかないといけないと思います。

資源評価のまとめとして、2007年の資源量は2,282トンで1987年に比べて14%と低位です。それから2007年の資源水準は低位で過去5年の動向は減少、生物学的に望ましい漁獲の係数であるF30%は、現状の漁獲の係数に比べて41%、つまり現状の漁獲圧力が望ましい状態に比べて非常に高い。望ましいというのは生物学的にサワラにとって優しいという意味なんです。現状はちょっと漁獲圧力が高いと評価しています。それから2007年の加入は生き残りが悪かったかもしれないということでも少ない恐れがあると考えています。このように特徴的な年の状況を言いましたが、環境が不安定に推移することが多いので、加入が環境の影響を受けやすいということが最近続いていると考えています。

次は漁獲量の動向を図にしたものですが、2008年の東西別漁獲量、左側の柱が春漁、右側が秋漁、高さが漁獲量、それから赤が全年を下回っている場合、青が前年を上回っている場合を示しています。ですから東部の場合春漁は前年を上回って1.1倍、秋漁は0.6倍でした。西部の場合は1.0の赤ですから前年をやや下回ったもののほとんど1に近い、秋は1.8倍と秋が良かったことを示します。

図は春漁、秋漁を府県別に示したものです。瀬戸内海の内の方で春も秋も青のところが見られますが、外側では秋が青だけれども、なかには例えば徳島県のように前年比秋が0.6倍というところもあります。兵庫県は春も秋も0.6倍、大阪府は0.2倍、0.4倍で、大阪湾あるいは播磨灘のあたりはよくなかったことが分かります。

次は4月から7月を春漁と定義しまして、その東西別の割合を示しています。今度は左側がサワラ銘柄、右側がサゴシ銘柄の漁獲量です。東部では春にサワラは1.1倍、サゴシは1.0倍、合計163トンでした。西部ではサワラが1.1倍、サゴシが0.5倍で、春サゴシが西部で悪かった。次の図は府県別に示したものです。サワラでは香川、広島で前年を上回って、大阪、兵庫などで下回った。サゴシでは香川、岡山、広島で前年を上回り、兵庫、愛媛で下回った。

次に8月から12月を秋漁として示しています。8月から12月には東部のサワラで前年を下回り0.4倍でした。サゴシは前年を上回り3.0倍でした。西部についてはサワラもサゴシも前年を上回って1.1倍と6.7倍です。この2008年はサゴシの銘柄が東部で3.0倍、西部で6.7倍と前年比で高い値が得られているのが特徴です。それを府県別に示したものが次の図ですが、サゴシでは大阪と大分で前年を下回ったほかは大体前年を上回る場所が多かった。

それでは次に2008年の秋の漁獲の動向について説明します。

これは大阪府の資料ですが、南部の標本組合の機船船びき網漁業の漁獲量を示しています。一番上はシラスの漁獲量、縦軸がトンで横軸が1月から12月まで。ヒストグラムが平年で赤が2008年、青が2007年、黒が2006年の直近3年ですが、平年と比べて2008年は10月にシラスが割と多かったというのが特徴的です。

カタクチイワシについては8月、9月がピークですが、前2年に比べて2008年はちょっと悪かった。

サワラについては2006年、7年に比べてピークが余りはっきりしない。10月が一応低いピークなんですけど、余りよくなかったということになります。カタクチが余りよくなかったということでサワラもよくなかったのかと思われます。ただ10月にシラスがとれたということが目新しいと思います。

サワラの尾叉長組成の方ですが、これも大阪府の資料ですが、流網の尾叉長組成が主です。9月から12月までです。一番上は曳網でして、9月に曳網でとれたものは46センチ程度で例年に比べて魚体がやや小さかった。小さかったのも、これが流網にかかってこなかった。50センチより小さかったということであまり流網にはかかってこず、9月は1歳魚、同じく10月、11月も大阪では1歳魚主体の漁獲であり、0歳魚、その年生まれのサゴシがとれたのは12月に入ってからだった。

2008年生まれの子ゴシは多いんだとか、それほどでもないという情報がいろいろあるわけですが、これについてちょっと御説明しますと、2008年の秋の子ゴシの漁獲は香川県の資料では東部の引田で、これが2008年の秋の子ゴシですが、加入が非常によかった2002年、それからそれ以降比較的よかった2005年に比べて、2008年は2002年ほどではないけれども2005年並みであるという数字となっています。それから西の方の香川県の伊吹の資料では2005年に比べてもやや小さい半分以下の数字になっております。それから高松中央卸売市場での9月から12月の香川県産の子ゴシの入荷量、取扱量は2005年あるいは2002年並みの数字になっております。先ほど御紹介があったように試験漁獲では2002年の0.4倍、2005年の0.8倍ですから、2002年に比べるとやはりそれほど多くないが、その次に比較的よかった2005年と同じかやや下回る程度じゃないかという数字になっています。

愛媛県のサワラとサゴシの資料を分析しますと、2008年秋の子ゴシの豊度、1隻1日あたりの漁獲尾数あるいはキログラム数、川之江と埴生ではキログラム、西条と河原津では尾数です。2002年から2008年について色別に示しておりますが、2008年のCPUで見ると川之江と埴生では2002年並み、2002年というのは図で黒です。西条と河原津では2002年を下回る。このように、2008年が2002年ほどではないということで、良いという情報と悪いという情報が半ばとなっています。

それから、同じ愛媛県でも伊予灘では、月別の漁獲量で図はないのですが、サゴシについて数字を整理したものを県からいただいたのですが、2005年の漁獲量を1としまして、2006、2007、2008年の漁獲量はそれぞれ1.5倍、2.2倍、1.9倍となりまして、2005年に比べて2008年のサゴシは2倍近い漁獲量で、サゴシが比較的とれています。

管理方策への提言として、毎年70万尾の加入がないと資源は持続しない。親の資源は2歳魚主体で若齢化しておりまして、年齢構成も単純化している。そのために環境が悪く、再生産において仔稚魚の生残が悪い年があると、資源が大きな打撃を受ける恐れがあると考えています。ですから、サゴシの漁獲を抑えて親を残して、加入動向を見守ることが重要です。そして、環境や加入、再生産の不安定さを考慮しますと資源回復計画での取り組みの強化が望まれると考えております。

それから、次は補足なんですけど平成20年度第1回サワラブロック漁業者協議会、9月24日の会議で各県の漁業者の方々から研究サイドへいろいろ要望が出ました。大きなものとしては3つほど出たんですが、それに対して私の方でできる範囲で資料を整理して回答したので、簡単にご紹介したいと思います。

1番目は地域別の放流効果、放流しているが、地域別に漁獲量への反映がどうなっているのか示してほしいということです。2番目はサワラがどうして播磨灘に入っていないか説明してほしいということです。これに対して非常に説明は難しい、なかなかいい説明ができないのですが、後でお見せする図の2や小路・益田両先生の講演要旨を見てくださいと説明しました。それから、3番目に海の変化、瀬戸内海の海の変化とか温暖化に関する情報を提供してほしいということで、これについては後で表1をお見せしますが、東シナ海とか日本海、瀬戸内海に関しての状況を私の方でまとめさせていただきました。参考資料として委員の先生のところには「海洋と生物について瀬戸内海の魚類生産に変化はあったか」というテーマで私が書いたものをお配りしております。これはブロック漁業者協議会でもお配りしたものです。

サワラの放流魚については、ご承知のように内部標識として小さい卵とか仔魚の段階で赤い標識を入れております。ですから成魚あるいはサゴシでも、漁獲して頭の中の耳石を調べたら放流物か天然物かがわかります。その天然物に対して放流物の割合が何%かを海域別、それから年齢別、それから年別に放流魚の混入率としてまとめました。御覧になってわかるように0歳のところでは混入率が非常に高いです。ただ年齢が高くなるほど値は低くなっています。図には播磨灘の兵庫県、播磨灘の岡山県、播磨灘の香川県などでの混入率の数字がありまして、これに漁獲物の年齢組成を別に持っておりますので、両者をかけてどのくらい放流魚が漁獲されているかというのを直近の3年について推定して図中に数字としてあげています。

ここでちょっと分かりにくいんですが、赤い色は瀬戸内海、兵庫県の播磨灘で再捕されたものですが、西部放流分を示しています。図では厚みをもっていませんので1尾とか2尾なんですけど、西から東に来たものが再捕されています。それから瀬戸内海西部なんですけど、燧灘、香川県沖、愛媛沖、安芸灘、伊予灘での特徴として、安芸灘、伊予灘では混入率が低い、放流物の再捕がない。それからもう1つの特徴は香川沖でも愛媛沖でも燧灘については、この緑色は厚みをもってしますので、瀬戸内海東部で放したものが備讃瀬戸を

通って西部の方にかなりきていることを示します。ただ、東に比べると西では混入率はそれほど高くはないということが特徴です。いずれにしても地域別、年別、年齢別にこのような混入率となっており、それが漁獲量にどう反映しているかをブロック漁業者協議会でお示ししました。

それから、後で読んでもらえばいいんですが広島大学小路先生、京都大学益田先生、こういった先生方の指摘として、瀬戸内海のサワラを増やすにはやはりカタクチイワシをはじめとするサワラの餌となりうる資源の管理をきちんとしないと本格的な回復はないんじゃないかという指摘がなされています。

それについて同じようなことなんですが、灘別にカタクチシラスの漁獲量とかシラスとカタクチイワシの漁獲量の比、そういったものを灘別に私の方で整理しています。言いたいことは、シラスの漁獲量が瀬戸内海東部の方で多いものですから、資源としては安定していてもカタクチイワシの影を見ることがどうしても少なくなる。カタクチイワシがいれば、2004年の春に五色で見られたように、カタクチイワシにサワラがつくというふうなことがありますので、やはりシラスで先取りしてカタクチイワシの影が薄いと、サワラが滞留する機会というのは少なくなってくるのだらうと考えています。ただ、シラスというのは非常に大きな漁業を支え、商業的にも価値が高いですから、そっちの方が重要だと考える行政の方もいるし、漁業者の方もいるわけで、なかなかその辺が難しいところだと思います。

あと東シナ海、日本海についてはどういった異常現象が見られるかということで1つだけ言いますと、サワラの東シナ海系群に見られる漁獲量の北への偏りは1999年以降に日本海の北区で始まりまして、2000年以降太平洋北区、要するに青森の三沢の方や福島の方で漁獲がかなりあがってきているという情報があります。もう1つ言えば例えば従来沖縄の魚であるグルクン、これが沖縄での漁獲量が減って、2005年から長崎とか宮崎で漁獲量が増えていたのが、2008年には福岡で増えているというふうに魚の分布が更に北へ上がってきているような傾向があります。以上こういったことを瀬戸内海ブロック漁業者協議会で報告させていただきました。

以上です。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの説明によりますと、サワラの資源状況につきましては平成19年の資源水準は低位で動向は減少傾向にあるとのこと。また親魚資源は2歳魚が主体で若齢化し年齢構成が単純化しているため、再生産や稚魚の生産が悪いと資源に大きな影響を与える恐れがあるとのこと。このため環境や加入の不安定さを考慮すると資源回復計画での取組強化が望まれるとのこと報告でございました。

何かこのご報告に対して質問等がございませんでしょうか。

それではないようですので次に移ります。平成21年度の取組の審議に移ります。

昨年10月の委員会におきまして、休漁期間の変更に関する検討状況の報告がありました。それによりますと伊予灘関係県で休漁期間変更に関する検討を進め、ブロック漁業者協議会において意見集約を図り、本日の委員会で計画変更について審議したいとのことで

した。

まず事務局より伊予灘の休漁期間の取り扱いを含めた平成21年度の取組について説明していただきまして、その後、配付資料には含まれておりませんが新たな資源管理体制の構築に向けた検討を行っているということでございますので、その検討条件について報告していただきます。それでは事務局、よろしく申し上げます。

(平松計画官)

では、資料につきましてはサワラ資料の1-3でございます。

まず始めに、先ほど会長の方からもございましたとおり伊予灘の休漁期間の変更に関する検討状況、検討結果でございますが、前回の委員会では試験操業ですとか既存の研究データを基にした行政研究担当者会議の検討結果といたしまして、休漁期間を変更しても現状より漁獲量が増加する可能性が低いということが考えられる等の報告を行い、またこれらの結果を踏まえまして伊予灘の関係県におきまして休漁期間の変更案に対する検討を進めるとご報告いたしました。それらを2月に開催されますブロック漁業者協議会で持ち寄り、検討を加えて意見の集約を行うということでその後の取組の方針を説明させていただきました。

これにつきまして昨年の10月以降、伊予灘関係県の方で検討が行われてきたわけでございます。2月にブロック漁業者協議会が開催されましたが、その場で伊予灘の関係県といたしまして山口県それから大分県、こちらの漁業者協議会の代表委員の方から県内の協議状況についてご報告がございました。両県ともこの休漁の期間変更については了解するというところでございました。これらを受けまして2月10日に開催されましたブロック漁業者協議会におきましては、この伊予灘の休漁期間を15日間後ろの方へずらすという変更案について了解が得られたというところでございます。これらを踏まえまして本日、来年度のサワラ計画の取組案ということでまとめさせていただきます。

それでは、資料1-3表紙をめくっていただきまして、1ページの漁獲努力量削減措置(平成21年度案)という地図のページをご覧ください。

内容につきましては、ただいま申し上げましたとおり伊予灘海域での休漁期間につきましてサワラ流し網漁業(山口・愛媛・大分)としているところですが、こちらの休漁期間5月16日から6月15日ということにさせていただいております。これが、本年度5月1日から5月31日までとしていたところからの変更箇所でございます。

その他の海域につきましては、本年度と全く同様の休漁期間として実施したいと考えてございます。また、瀬戸内海全域での流し網の目合い規制10.6センチにつきましても今年度と同様の内容となっております。来年度の漁獲努力量削減措置につきましては伊予灘を変更した形でこのような取組を進めたいと考えてございます。

つづきまして、2ページめくっていただきまして種苗生産・中間育成・受精卵放流の取組、来年度の実施予定を載せてございます。

同様に3ページには広域漁場整備及び漁場環境保全の来年度の事業の実施予定を取りまとめさせていただきます。放流それから漁場整備、両方につきましておおむね今年度と同じ内容の実施予定をしてございます。来年度の漁獲努力量削減措置、種苗放流、漁場整備につきましてはただいまご説明申し上げました内容で実施したいと考えてございます。

このうち、休漁期間に係ります漁獲努力量の削減措置につきましては休漁期間変更というところでございますので、資源回復計画本文の変更が必要になってまいります。こちらにつきまして資料の4ページから8ページにかけまして、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画一部変更案という形で新旧対照表のスタイルで載せております。表の右側が現在の回復計画の文章、左側が変更案になってございます。資料の4ページ、新旧対照表になる部分ですが、こちらが一番下のところ、漁獲努力量の削減措置の表にあります伊予灘の部分でございまして、こちらにつきまして現行の5月1日から5月31日という期間を表の左側の5月16日から6月15日というふうに変更をさせていただきたいと考えてございます。

また、規制措置の内容の変更はこの点のみですが今回の一部変更に併せまして7ページにございます海域の定義の中の灯台名につきまして通称名から正式名称に改めさせていただくという措置を1ヶ所させていただきたいと考えてございます。変更箇所はその2ヶ所でございます。

それから資源回復計画におけます休漁等の措置につきましては、これらの措置を担保するための瀬戸内海広域漁業調整委員会指示につきましては資料の9ページから11ページに案を載せてございます。

こちらの内容につきましては、11ページをご覧いただきたいんですが先ほどご説明いたしました伊予灘の休漁期間、こちらにつきまして変更後の休漁期間に対応した内容での設定を考えてございます。

以上が平成21年度のサワラ資源回復計画の措置案でございます。

それから、これから資料はございませんので口頭での説明をさせていただきたいと思いますが、このほかに現在資源管理体制の構築に向けた検討といたしまして2つ行っております。

1つは資源回復計画の取組の強化に関する事、それから2つ目が平成23年度以降の放流体制の検討に関してでございます。

まず1つ目の回復計画の取組強化に関しましては、サワラ資源の回復に必要な産卵親魚の確保につきまして、現在の資源水準から考えますと一律に漁獲量を減らすような取組というものは、少ない漁獲量を更に減らすということになるため実現性が困難と考えてございます。従いまして、卓越年級群の発生など例年以上の漁獲が見込まれる場合を想定いたしまして、あらかじめ未成魚の保護による親魚量のかさ上げについて、これらの方法につきまして検討しておくことが重要と考えているところでございます。

また、平成20年級群につきましてはある程度の加入量が期待できるということもございまして、早急にそれらの検討を進める必要があると考えているところでございます。このような考え方によりまして、1つの例といたしまして好漁日、漁獲のいい日が2日連続すれば3日目を臨時休漁にするという取組を想定いたしまして、それらの取組によってどのような効果が発現するか、また実際の漁獲の減少がどの程度かというようなことについてこれらの漁獲増加の取り控え効果というものについて検討をしております。現在、各地域の実情に見合った方法というものにつきまして、各府県、地域での検討を行っていただくよう行政研究担当者会議、またブロック漁業者協議会において各府県に要請しているという状況でございます。これが1つ目の取組強化に関する検討の状況のご報告でございます。

つづきまして2つ目のサワラ種苗放流体制の検討状況という部分でございますが、サワラ資源回復計画におきまして種苗放流は漁獲努力量の抑制との一体的な推進が必要とされているところでございます。現在の種苗放流の体制に当たりましては、水研センターの関与が大きいところでございますが、その水研センターの取組の根拠となります水研センターの中期計画というものが平成22年度で終了するということ。また、サワラのような広域回遊種についての国の関与、栽培、放流に対する国の関与を定めております栽培に関する基本方針につきましても、平成21年度で終了するということになってございます。このような状況から、これらの次の基本方針、次期の水研センターの中期計画に瀬戸内海としての要望内容等が反映されるよう今年度1月26日の行政研究担当者会議からこの種苗放流体制、23年度以降の種苗放流体制のあり方について検討を始めたというところでございます。また、検討を始めたばかりでございますので、その具体的内容について、現時点でご報告できるまでには至っておりませんが、今後、水産庁の本庁また水研センターのこれらの関係する動きを注視しつつ検討の進捗状況に応じまして、適宜ご報告できればと考えているところでございます。

以上2点口頭でのご報告になりますが、資源管理体制の構築に向けた検討状況についてご報告しました。これらを含めました来年度、平成21年度の資源回復措置、サワラ回復計画の取組案と考えてございます。来年度の取組案につきまして、ご審議よろしくお願いたします。

以上でございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

平成21年度の取組の案につきましては、伊予灘の休漁期間についてこれまでの検討を踏まえ5月1日から5月31日の休漁期間を5月16日から6月15日までに変更したいとのこととございました。これに伴いまして、資源回復計画を一部変更し本委員会指示につきましても変更後の休漁期間に対応した内容により設定するとともに種苗放流等の取組については本年度と同様の内容で実施したいとのこととございます。

また、後半の新たな資源管理体制の構築に向けた検討につきましても、資源回復計画の取組の強化及び種苗放流体制の検討に関して行政研究担当者会議等での検討状況及び今後の検討の進め方について報告がございました。

なお、紀伊水道外域につきましては、2月24日に開催されました「和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会」におきまして、本委員会指示の案が決議されれば本年度と同様の連合海区委員会指示に従うことが決議されております。

また、宇和海につきましても3月12日に開催予定の愛媛海区漁業調整委員会において本年度と同様の海区委員会指示を決議する予定となっております。

これから質疑に入りますけれども、まず始めに平成21年度の取組の案につきましても何かご質問等がございましたらお願いいたします。

ご意見もございませんようですので、それでは「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画の平成21年度取組(案)、本計画の一部変更(案)及びこれに係る本委員会指示(案)について」承認したいと考えますがよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは委員会として、「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画の平成21年度取組（案）、本計画の一部変更（案）及びこれに係る本委員会指示（案）について」承認をいたします。

引きつづきまして、第2点目の新たな資源管理体制の構築に向けた検討が行われている資源回復計画の取組強化及び種苗放流体制の検討状況についての報告がございましたけれども、これにつきましてご質問等がございませんでしょうか。

（高橋委員）

この問題につきましては、この委員会で擁護するというのがいいのかどうかよくわからないままに申し上げたいと思います。

行政の方でも将来的な取組というのを検討なさるといようなことでありましたけれども、この資源管理についての取組というのは漁業者自身、我々もある意味ではそうだと思うんですけども、今の取組がやっとこさよちよち歩きの状態なんです。これで計画期間が終わったからおしまいよというのでは、せっかく取り組んだのがほっぽり出されるというような気がしてならない。そういう意味では、やはり行政からも当然そういうご意見が出るんだと思うんですけども、これは続けてやっていただかないと、せっかく今まで取り組んできたのが終わってしまうというような気がしますので、国におかれてもこの問題についてはどうぞ息の長い取組をお願いしたい。

以上でございます。

（前田会長）

どうもありがとうございました。

今後とも水産庁と言いますか、行政サイドでの取組も今までと同様の指導してほしいとの要望でございます。

何か事務局の方でございますか。

（平松計画官）

今おっしゃられたのは平成23年度まで今の計画期間、5年延長した第2期の計画期間がございまして、先ほど放流につきましてはそれ以降の体制についていろいろ関係の長期計画等の進捗に合わせて検討を進めたいという報告をさせていただいております。

後ほど予算の説明の中で本庁から今後の制度的な話も予定しておりますが、サワラにつきましても放流だけでなく全体の取組を今後どうしていくかというのは、当然現在の取組期間の終わりに向けてしかるべきときに具体的な検討を進めていかないといけないとは認識してございます。その中で一番いいやり方、どのようにやっていくかということをも十分関係の機関とも検討しながら進めていきたいと考えます。

以上でございます。

（前田会長）

どうもありがとうございました。よろしいですか。

ほかにございませんか。

(荒井委員)

回復計画の取組を強化するというので、今1つのアイデアをご提示されましたけれども、2日続けていい漁があれば1日休むと、それも1つのアイデアだと思うんですけども、他の魚種あるいは他の海区でこういった取組をやってもうまくいってると、あるいはうまくいくんじゃないかどうかという事例があればちょっとご紹介していただければと思うんですけども。

(前田会長)

ございますか、事務局の方で。

(佐藤所長)

実は私も資源回復計画を最初に立ち上げたときに、これは白書にも載ってますけれども太平洋のマサバである程度成果が出たんですけども、要するに魚を増やすということは獲り控えをすることです。獲り控えをすると何が起こるかという、ぎりぎりの経営をやっているというところで更に取るなど、これを要求していかざるを得ない。ところが、うまくいって自然の中でたまにボーナスが出ると言ったら変ですが、実は経営に負担を与えないで資源を回復する道が時々あるんです。それが実は卓越年級群が出たときに、そのボーナスをできるだけ手をつけないで貯金しておく。普通の生活費でぎりぎりしている人に魚を取るなどというのはこれは非常に難しいんです。特に今年さっきの報告にもありましたように、地域によっては相当漁獲量が減っております。平均ですと前年度よりちょっとかもしれません。だけど播磨灘のように過去に比べて非常に減っているところ、さらに、中間育成までやっている漁業者にとっては、とてもじゃないですけども受け入れられない。そう見ると資源を回復するには、誰に獲る量を減らしてもらうのか。やっぱりある程度取れて生活が維持できる人にその負担をしてもらおうじゃないかと。それと、先ほど言いましたように、もしかすると本年度とか20年度に卓越年級群が発生している可能性がある。そうすれば過去と同じ獲り方をすればたくさん残せるため、昨年と同程度に我慢をしようと。そういう発想で実は太平洋のマサバのときも経営の維持をすると同時に、もう一方のボーナスが出たときに欲というものをいかに抑えるか。そこである一定以上取れた翌日は確実に休むと、それを連続してやったわけです。その成果として漁獲量は減らないけれど大きな魚が残って翌年から、収益が上がってきたという1つの事例があります。だから、そういう経営と資源の回復をうまくマッチングするタイミングが今回出てきたのではないかとということで、それに期待しているということになりますので、以上でございます。

(前田会長)

ありがとうございます。ほかにもございせんか。

それでは、サワラ資源回復計画は種苗放流と資源管理の取組を大きな柱としております。サワラ資源が減少傾向にある中で今後この取組をどうすべきかは、重要なテーマであると考えますので事務局におかれましては引きつづき検討を進めるようお願いを申し上げます。

と思います。

なお、本計画の一部変更につきましては今後、国において本委員会等の意見を踏まえ正式な計画としてまとめ上げることになるわけでございますが、これに伴う本計画に係る部分的な修正、文言の訂正等につきましては事務局に一任ということでご了承お願い申し上げます。

関係委員におかれましては、本計画の適切な実施につきまして今後ともよろしくご指導をお願い申し上げます。

それでは、ここでしばらく休憩をいたしたいと思います。3時25分まで休憩をいたします。3時25分に再開いたしたいと思います、よろしく申し上げます。

(休 憩)

休憩 15時15分

再開 15時25分

(議題2 周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について)

(前田会長)

それでは、再開いたしたいと思います。

つづきまして、議題2の「周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の一部変更について」に入らせていただきます。

本計画につきましては、前回の委員会で計画延長の骨子について承認しておりますので、今回は計画延長を内容とした資源回復計画の一部変更について審議を行うこととなっております。

まず、始めに事務局より平成20年の漁獲状況及び本計画の延長について説明していただいたあと、計画の一部変更の案についてご審議いただきたいと思います。それでは事務局から説明をお願いいたします。

(平松計画官)

それでは、周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画に関しまして、資料は資料番号の2-1から2-3までが関連の資料でございます。

まず始めに資料2-1に基づきまして漁獲状況のご報告、それから資料2-2と2-3を用いまして延長計画の内容について続けてご説明をさせていただきます。

資料2-1をご覧ください。平成20年の漁獲状況につきまして、先ほどサワラの漁獲量でもご報告申し上げました平成20年下半期の速報値が2月に公表されましたので、上半期の数字と合わせまして平成20年の速報値ということでもとめさせていただきます。

こちらによりますと、平成20年は1,751トンということで19年の速報値1,870トンに比べまして約6%減少という結果になってございます。それぞれ周防灘計画の対象魚種ごとの内訳が資料の2-1の下の魚種別の表に載せているとおりでございます。この中で前年よりも漁獲量が増えておりますのがクルマエビとガザミでございます。一方、漁獲量が特に減少が大きいのがシャコでございます。320トンが207トンに減少しているということでございます。周防灘につきましては漁法別の漁獲量の集計がちょっと時間を要するというので、確定値は平成18年までということでございまして表に数字を記載しているとおりでございます。20年の漁獲状況につきましては簡単でございますが、以上でございます。

つづきまして、計画延長につきまして考え方のご説明をさせていただいて、計画変更案についてご審議いただきたいと思っております。

まず計画延長の内容につきまして取組の基本的な方針、内容につきまして資料2-2「周防灘資源回復計画の延長について」という資料にまとめてございます。こちらの資料1ページをご覧ください。1番といたしまして資源回復措置の継続の必要性ということで、これまでの骨子等でまとめさせていただいた内容を簡単に整理をさせていただいております。回復計画に取り組んできておりますが、効果も上がっている部分もございしますが、引きつぎ取組の継続というものが重要なポイントになっていると考えてございます。このような考え方のもと、計画を延長して進めたいということでございますが、まず1ページ

の2番のところに資源回復の目標といたしまして、実施期間と計画の目標を載せてさせていただきます。

まず実施期間につきましては（1）にございますように本計画の実施期間は平成25年度までとするということで、現在の計画が16年11月に作成されて5年間ということですので、21年の11月に5年間期間が満了するということがございますが、これを更に延長するという考えでございます。前回の委員会で骨子の了解をいただいたときにはここは平成23年度までとさせていただいておりましたが、回復計画の実施期間が25年度までこの制度としての実施期間が延びるということで、それにあわせて25年度までの延長としたいと考えてございます。従いまして来年度、21年度からちょうど5年間の取組につきまして第2期の取組というような位置づけで今後2ページ以降に記載してございます内容を中心に進めてまいりたいと考えてございます。

それから、資源回復の目標につきましては現在の計画の目標でございます平成16年の漁獲量の水準、数字で言いますと2,123トンということになります。こちらの維持という目標を引きつづき掲げて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして2ページ目以降に実際にどのような取組を行っていくかということで3番の資源回復のために講じる措置というところ以降に取りまとめさせていただきます。

まず（1）の漁獲努力量の削減措置につきましては、まず①の小型魚の水揚げ制限、これは現在取り組んでおります制限サイズを引きつづき継続実施すると考えてございます。

2つ目の取組といたしまして、シャワー設備の導入がございますがこちらのところで資料の中にアンダーラインを引いている部分、こちらがこれまでの取組にプラスした部分、検討の方向性も含めまして今回の計画延長に当たりましてこのような観点の取組を進めていくという部分の追加部分をアンダーラインをしております。シャワー設備の導入でいきますと、これまでの再放流魚の生残率の向上というものに加えて、持ち帰り出荷する漁獲物の鮮度維持というもの、これをシャワー設備の導入の目的の中に位置づけとして追加するというので取り組んでいきたいと考えております。現在、山口県、福岡県、大分県の3県のうち大分、福岡が導入済みということで山口県の方で今、順次導入しているというところでございますので、未導入船につきまして先ほど言いました再放流魚の生産率の向上に加えた、漁獲物の鮮度保持というものを目的に加えまして導入促進を推進していきたいと考えているところでございます。また鮮度維持ということに関しまして現在、夏場に機能を発揮します簡易冷却装置の現場での応用試験というものも進められておりますので、これらの取組も推進していきたいと考えております。それらを含めて効果的なシャワーの活用方法というものも考えつつ、効果的なシャワーの利用というふうなものを推進したいと思っているところでございます。

それから、産卵親魚の保護といたしまして実施しております抱卵ガザミの再放流につきましては、現在取り組んでいるとおり継続していくということ、また休漁期間の設定につきましてはこちらは海底清掃等の漁場環境改善の取組とあわせて実施するという考えを今後も継続するというので考えてございます。

⑤といたしまして、漁具の改良がございます。これはこれまでの取組の中でも進めてまいりましたが、それら試験研究をより推進することを考えておりまして現在幼稚魚の混獲

防止漁具の性能試験も実施されておりますので、このような取組について実用化に向けた推進を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上が漁獲努力量の削減措置でございますが、回復計画の2つ目の柱でございます資源の積極的培養措置ということで、これは主に種苗の放流というものになりますがこちらにつきまして2ページから3ページに記載しております。この回復計画を進めるに当たって今年度から事業として立ち上がりました資源管理アドバイザー制度等を活用しつつ、この3県の連携、協力というものによる放流体制の構築というものを推進していきたいと考えてございます。特にクルマエビにつきましては、山口、福岡、大分の3県で共同した事業も実施してございますので、これらの事業の推進というものを図っていきたいと考えてございます。

3つ目の柱として漁場環境の保全措置ということでございますが、こちらは水産基盤整備事業等の漁場環境改善の事業について取組を引きつづき行いたいと考えております。

資源回復のための措置といたしましては、以上3本柱の内容でございます。次に資料の3ページの4番でございます漁業経営安定の取組ということでこちらは今後この資源回復計画によりまして、資源の回復、漁獲の増大というものを進めていく取組にあわせて経営的な観点での検討を並行して実施していく。これは今回新たに盛り込んだ内容でございます。

大きな柱としましては2つございまして1つがコストの削減ということでございます。燃油につきましては昨年度非常に高騰いたしまして、こういうコスト削減、特に燃油の使用の抑制等の取組というものの重要性が出てきておるわけでございますが、このような観点での操業コストの低減策ということについて検討するというのが1つでございます。2つ目といたしまして先ほどのシャワー設備のところでも申し上げましたが、漁獲物の付加価値向上、単価アップ等に向けた取組ということについて、各種検討をあわせて実施していきたいと考えているところでございます。これら、資源回復措置の取組プラス漁業経営安定の取組という観点で来年度以降の取組を進めたいと考えているところでございます。

その他、3ページの中段以降にございます5番の公的担保措置、6番の支援策等につきましては従前どおりの体制で進めていきたいと考えているところでございます。

最後、資料は4ページになりますがその他といたしまして、これは今までの回復計画の中でも取組として進めてきたところでございますが、他漁業への取組の拡大というような部分につきましては現在、カニ籠漁業のカニ籠目合いの適正化試験というものも実施されて小さなカニ、ガザミですがこれを漁獲しないようにするための検討ということが進められてございますので、そのような取組をこの関連漁業へのアプローチというようなことで進めていきたいと、このような取組を推進していきたいと考えてございます。このような考え方のもと、来年度以降の5ヵ年間の取組を第2期の取組として進めていきたいと考えてございます。

回復計画につきましては今申し上げましたとおり実施期間の延長ということになりますので、計画変更が必要になります。そちらにつきましては資料2-3、1枚資料、裏表印刷しているものでございます。こちらも新旧対照表によりまして変更案ということで、表の右側が現行の計画、左側が変更案ということで整理をしてございます。変更箇所としまし

では、資料2-3の1ページのちょうど中ほどの行に当たりますが、資源回復目標の中で実施機関に係る部分、現行では当面の5年間としている部分を平成25年度までの間というふうに改めたいと思っております。また、平成16年の漁獲量が統計の数値が公表されておりますので、123トンという具体的な数字を盛り込むということにしてございます。

変更内容は以上の2点ですが、実施期間につきましては1ページ目の一番下の2行にございますように、もう1ヶ所実施機関が当面の5年間が平成25年度までの間というふうに記載されている部分がございます。

変更箇所は以上でございますが、2ページ目でございます海域の定義の基点のところにつきましても市町村合併に伴う市町村名の修正と、灯台等の名称を正式名称に改めるということで一部記載内容が変わってございますが、実際の基点そのものにつきましては変更ございません。表現方法の変更をこの計画変更にあわせて行いたいと考えてございます。

周防灘計画の延長の取組内容・方針、それから資源回復計画の一部変更案につきましては、以上でございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

計画の延長につきましては実施機関を平成25年度までとし、現在実施している漁獲努力量の削減措置を継続しつつ漁獲物の鮮度維持等の漁業経営安定の取組に検討を進めているとのことでした。

それでは、ただいまの説明につきましてご質問がございませんでしょうか。

それでは、ないようですので「周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の一部変更(案)について」承認したいと思いますのですがよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、委員会といたしまして「周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の一部変更(案)について」承認をいたします。

なお、本計画の一部変更につきましては今後、国において本委員会等の意見を踏まえ正式な計画としてまとめ上げることになるわけでございますが、これに伴う本計画に係る部分的な修正、文言の訂正等につきましては事務局に一任ということでご了承をお願い申し上げます。各関係、各委員におかれましては本計画の適切な実施について、よろしくご指導をお願い申し上げます。

(議題3 カタクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘)資源回復計画について)

(前田会長)

つづきまして、議題3の「カタクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘)資源回復計画について」に入ります。

まず、20年度の実施状況と資源状況などについて事務局より報告していただきまして、引きつづいて21年度の取組につきましてご審議いただきたいと思っております。

また、計画作成後4年が経過し、来年3月で計画期間満了を迎える本計画の評価ということで事務局より報告していただきます。それでは、本年度の実施状況などにつきまして事務局から報告をお願いいたします。

(中奥資源保護管理指導官)

瀬戸内海漁業調整事務所、中奥です。よろしくお願ひいたします。

それでは着席させていただきます。ご説明させていただきます。

では、20年度の取組について資料3-1をご覧ください。対象漁業の許可期間は1ページの(1)に示すとおりでございます。これに対しまして資源回復措置としましては(2)にあります休漁期間と(3)にあります定期休漁日を設定し取り組まれました。本年度定期休漁日につきましては広島県が燃油高騰の要因もあり、従来の木曜日に加えて日曜日も追加実施されました。20年度の操業実績といたしまして(4)にありますとおり瀬戸内海機船船びき網につきましては広島県は6月13日から10月10日まで、香川県は6月10日から9月10日まで、愛媛県は6月10日から9月10日まで、愛媛県のいわし機船船びき網では6月10日から8月17日までとなっております。

次に燧灘のカタクチイワシの資源状況です、2ページをご覧ください。資源状況につきましては関係3県の広島県、香川県、愛媛県の水産試験研究担当者の方々により資源解析が行われた結果です。

(1)は漁獲量の動向です。平成18年までは農林水産統計から、平成19年、20年は共販量からの推定量をグラフにしました。平成20年の漁獲量はカタクチイワシとシラスを合わせて1万4,540トンと前年の108%となっております。

(2)は初期資源尾数の動向です。本計画の目標は回復計画開始当初の資源尾数水準、これは平成12年から16年の平均で346億尾です。この水準と計画期間終了後に同程度維持することとしております。その基準である資源尾数は、春季発生群の初期資源尾数を用いることとしております。グラフはその動向について示しております。平成20年については水準より若干低い値、340億尾で目標の98%となっております。

(3)は初期資源尾数の漁獲率の動向を示しております。グラフのとおり資源量に対する漁獲率は(2)の資源尾数をベースに出しているため、このように高い値となります。それを踏まえて見てみますと、例年86%前後で推移し平成20年も平年並みの値となっております。

(4)は資源状況の考察です。3県の水産試験研究担当者の資源解析、燧灘のカタクチイワシ漁獲量及び瀬戸内海系群カタクチイワシの資源評価結果から判断して、資源水準は中位、動向は横ばいとの評価が出ております。

次に、脂イワシ調査結果について3ページに取りまとめております。本調査は19年度から関係3県と瀬戸内水研が協力して調査を開始したものです。19年度の結果報告から脂質含有量と製品単価の急低下との関連から脂質含有量が2%以上のものを脂イワシと仮定義したことから、今年度も引きつづき調査を行い図1のように脂質含有量と肥満度の間に正の相関が見られたことから、脂イワシの判定指標として肥満度が利用できると判定しました。図1の脂質含有量2%のときの肥満度は約10であり、肥満度10を脂イワシの発生警戒値とする結果を得ました。

20年度の取組状況については以上です。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの説明によりますと、本年度は広島県の定期休漁日について従来の木曜日に加えて日曜日も追加して実施されたとのことでございました。また、燧灘のカタクチイワシの資源水準は中位、動向は横ばいとのことでございます。ただいまの報告について、何かご質問等がございませんでしょうか。

ないようですので、つづきまして平成21年度の取組について事務局から説明をお願いいたします。

(中奥資源保護管理指導官)

21年度の取組案につきましては、資料3-2をご覧ください。

1ページ目、平成21年度の資源回復措置の取組としまして2と3にあります漁期始め及び漁期終期の休漁、定期休漁日の設定につきまして従来と同様に継続することとしております。また、漁期始め及び漁期終期の休漁期間の担保措置としまして本委員会指示を平成20年度と同様の内容で設定したいと考えております。本委員会指示の対象海域は2ページの図に示しております。3ページには本委員会指示の案を添付しております。なお、2月12日に開催されましたカタクチイワシブロック漁業者協議会において21年度取組案及び本委員会指示案につきましては了解が得られております。また、20年度取組で紹介しました脂イワシに関する調査につきましても引きつづき瀬戸内水研と関係3県が協力して続けることにしております。

21年度の取組案につきましては以上です。よろしくご審議お願いいたします。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

平成21年度は引きつづきまして従来と同様の資源回復措置を実施し、本委員会指示につきましても本年度と同様の内容で行いたいとのことでございます。また、脂イワシに関する調査についても引きつづき行われるとのことでございました。

ただいまの説明に対してご質問等ございませんでしょうか。

それでは、ないようですので「平成21年度取組(案)及びこれに係る本委員会指示(案)について」承認したいと考えますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(前田会長)

ありがとうございました。

委員会として「平成21年度取組(案)及びこれに係る本委員会指示(案)について」承認をいたします。

それでは、次に本計画も計画作成から4年が経過し、来年度が最終年度となっております。こうした状況を踏まえまして、事務局から本計画のこれまでの取組に対する評価について報告していただきたいと思っております。では、事務局よろしくお願ひいたします。

(中奥資源保護管理指導官)

4年間の取組状況を評価にまとめておりますので資料3-3をご覧ください。

まず、計画の概要といたしましては1ページの2にあるとおり瀬戸内海海域におけるカタクチイワシに対する漁獲圧力は経年的に高い傾向であり、現在の比較的安定した加入状況が悪化すれば資源悪化や漁獲量減少を招く恐れがあるため、現状の水準を下回らないように資源量を維持する必要があります。そのために、資源回復の目標としまして5年間の計画期間後に燧灘のカタクチイワシの資源尾数水準を計画開始前の平成12年から16年の平均と同程度に維持することを目標にしました。講じている措置は休漁期間の設定と、定期休漁日の設定となっております。

次の3の計画実施状況ですが、6ページ以降に添付しております図表をご覧ください。まず、漁獲努力量削減措置の実施状況を6ページの表1と表2にまとめております。

表1では本計画で定められた休漁期間に加えて自主休漁が取り組まれておりますので、その内容を整理しております。まず、広島県の瀬戸内海機船船びき網漁業の17年度を例に説明しますと、表にあります操業開始日とは計画上6月10日から操業できるところを実際に操業を開始された日が6月13日であり、定められた休漁期間に加えて6月10、11、12と3日間の自主休漁を実施されたことから、(A)の自主休漁日数3という整理をしています。同様に操業終漁日では11月30日まで操業できるところを実際は10月31日で終漁されたということなので、定められた休漁期間に加えて30日の自主休漁を実施され(B)の自主休漁日数30で、17年度の広島県の合計自主休漁日数は33日となります。そのほか、表にまとめた以外にも天候や魚の状態で臨時休漁も適宜実施されております。

表2では定期休漁日について取りまとめました。平成20年度の広島県は先ほども報告しましたとおり、燃油高騰の要因もあり木曜日のほか暫定的に日曜日が追加されました。なお、本計画に定められました休漁期間に対しては本委員会指示が毎年設定されております。また、平成19年度に愛媛県宮窪町漁協所属のいわし機船船びき網漁業1ヵ統の本計画参加により、対象海域拡大の一部変更を行いました。5ページの図1が拡大しました対象海域になっております。

次に、支援事業について7ページ表3にまとめたとおり愛媛県で平成18年度から延べ54隻日、494万6千円の休漁漁船活用支援事業で漁場監視が実施されております。以上が漁獲努力量削減措置に関する実施状況です。

次に関連調査としまして、資源評価については関係3県と瀬戸内海区水産研究所が協力して行っており、8ページの表4にあるとおり卵稚仔調査や表5の脂イワシに関する調査が実施されております。餌料環境調査、脂質含有量調査、発生要因分析などを行い、基礎データの収集や肥満度を利用した脂イワシの判定指標の検討など研究が行われております。

次に資源動向と漁獲量の推移ですが、9ページの図2をご覧ください。燧灘のカタクチイワシの資源動向は春季発生群の初期資源尾数について平成5年以降のデータをもとに推定されております。グラフに示すとおり平成5年以降は減少傾向で、平成8年に138億尾と最低の水準になりましたが、その後、回復傾向で平成12年以降は300億から400億尾の水準を維持しております。

次に漁獲量ですが、10ページの左上の図3をご覧ください。燧灘での近年のシラスを含む漁獲量は1万1千トンから1万7千トンで推移しており、平成12年から20年の平均漁獲量は1万4千トン程度となっています。

次に県別に見ますと、図4の広島県では平成15年に3千トンを超えましたが、その後は1千トン前後で推移し、図5の香川県では平成17年に1万トンを超えましたが、その後はおおむね7千トンで推移しております。図6の愛媛県では3千トンから5千トンで推移しております。

また、各県の銘柄別共販量とその割合から漁獲の主体を見てみますと、瀬戸内海機船船びき網漁業では11ページの図7からご覧ください。上段のグラフが銘柄別の漁獲量、下段が銘柄別の構成割合になっております。図7の広島県ではチリメンを主体に漁獲しており、図8の香川県では中羽を主体に小羽から大羽を漁獲、12ページの図9の愛媛県では中小羽を主体に小羽から大羽を漁獲、図10のいわし機船船びき漁業ではカエリを主体にチリメンを漁獲しています。このことから、漁獲対象が広島県はチリメン主体、香川県及び愛媛県は煮干加工向けのサイズを主体に、いわし機船船びき網漁業においてはカエリ、小羽を主体にそれぞれ漁獲しているようです。

次に目標達成状況ですが、戻りますが9ページの図2をご覧ください。本計画の資源回復目標は、5年間の計画期間後に燧灘のカタクチイワシの資源尾数水準を計画開始前の5年間、平成12年から16年の平均と同程度に維持することとしております。この指標として用いる資源尾数は、燧灘の資源評価で算定された初期資源尾数です。図2に引いております破線は回復目標の指標であります平成12年から16年の平均値である346億尾を示し、計画開始後の平成17年から折れ線を太線で表しております。達成状況についてはご覧いただいているとおり、平成20年の資源尾数は340億尾で目標である346億尾の98%であり目標水準で安定しております。

最後に評価と今後の課題としてまとめておりますので、本文4ページをご覧ください。本計画を4年間実施してきた評価として、現時点でカタクチイワシは産卵親魚量と加入量の間には明瞭な関係が認められていないため、資源管理措置の効果を定量的に判断することはできませんが、初期資源尾数が安定的に確保され漁獲量が一時期の低水準より回復し安定していることから措置はおおむね妥当であると考えます。また、瀬戸内海区水産研究所の指導のもと、関係3県の協力で資源評価体制が確立され、またその体制により脂イワシの判別法で化学分析を必要としない簡易な肥満度を活用できることが明らかにされたところ

ろであり、操業方法の改善に寄与することも期待できます。

次に今後の課題ですが、漁獲努力量削減措置は評価で述べましたとおり一定の効果があったと考えますが、今後の資源量の維持、安定を考えますと資源予測の精度を高め資源動向に即した措置について検討が必要であります。また漁獲動向や脂イワシの発生により製品価格の年変動が大きいため脂イワシ発生メカニズム解明に期待されていますが、その研究成果をいかに現場で活用していくかが重要であります。更に、脂イワシの発生による価格低下から漁獲金額の向上の取組として、漁獲物の付加価値向上や操業及び加工コストの削減などについて検討を行い漁業経営の安定に向けた取組を推進することが重要であると考えます。以上が本計画の評価ということで、4年間の取組状況を取りまとめ最後に評価と今後の課題としてまとめました。

本計画の計画期間は来年度末までとなっておりますが、今後の課題にありますように、燧灘のカタクチイワシに関する資源管理については引きつづき検討していきたいと考えておりますので、関係県や漁業者の方々と今後話し合いを深めていく予定としております。以上です。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

説明していただきましたけれども、現行の計画の評価を簡単にまとめますと、初期資源尾数が安定的に確保されたこと及び漁獲量が一時期の低水準より回復し安定していること、また本計画によりいわし機船船びき網漁業者を加えた体制が整えられたなどの評価を行うとともに、今後の課題としては資源量の維持、安定に加えて漁業経営の安定に向けた取組の推進が重要であると以上のような内容であったかと思えます。

ただいまの説明につきましてご質問がございましたら。

ご意見等もございませんか。それでは事務局におかれましては今後、関係県、漁業者等と十分協議をしていただきまして22年度以降の燧灘におけるカタクチイワシの資源管理について、よろしく検討をお願いいたしたいと思えます。

(議題4 トラフグ資源管理の検討状況について (報告))

(前田会長)

つづきまして、議題4「トラフグ資源管理の検討状況について (報告)」につきまして、事務局より報告していただきたいと思っております。

(森資源課長)

瀬戸内海漁業調整事務所で資源課長を担当しております森と申します。

資料4を用いましてトラフグ資源管理の検討状況についてご報告いたします。座ってご報告させていただきます。

「トラフグ資源管理に関する主な取組」としまして、まず「瀬戸内海関係府県との会議等」でございます。この中の「関係県との意見交換会」についてでございますが、瀬戸内海のトラフグ資源管理の検討は、トラフグ資源量が多く重要度が高い愛媛県、山口県、大分県、広島県の瀬戸内海西部4県から進めてはどうかとの瀬戸内海区水産研究所担当者からの助言を受けまして、瀬戸内海西部4県と意見交換会を開催することにしております。

なお、意見交換を終えた大分県、愛媛県、山口県3県においては今後トラフグの資源管理につき何らかの対応をしていかざるを得ないとの認識であり、引き続き関係漁業者の意見等を聞くため浜回りを行う方向で検討中です。

その下、「瀬戸内海区水産研究所との打合せ」につきましては、昨年11月と12月に2回実施しております。瀬戸内海区水産研究所担当者からは情報提供や助言をいただいております。主なところをご紹介しますと、1つ目はトラフグの資源水準は極めて悪いということ、2つ目は九州・山口北西海域では既に資源回復計画に取組んでおり、同じ系群を漁獲している瀬戸内海においても資源管理を進めることが重要であること、3つ目は九州、山口関係県からは瀬戸内海における資源管理の取組への要望が大きいこと、最後に特に漁獲量の多い愛媛県、山口県、大分県、広島県の資源管理の取組が重要であることなどです。

次に「九州・山口北西海域関係機関との会議等」でございますが、まず「九州漁業調整事務所との情報交換」についてですが、昨年12月、九州漁業調整事務所で開催いたしました。九州漁業調整事務所担当者から、九州・山口北西海域のトラフグ資源回復計画の取組状況等について説明を受けるとともに、今後は更に一層、両事務所が情報交換を密にしていくことを確認しております。

最後に「トラフグWG会議関連」と、一番下の「九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画に係る行政担当者会議」についてですが、九州・山口北西海域においては研究者の会議であるトラフグWG会議と行政担当者会議が開催されておりますが、九州・山口北西海域におけるトラフグ資源の状況や資源回復計画の取組状況等を把握するため、これらの会議には瀬戸内海漁業調整事務所から担当者が出席しております。

平成20年10月21日開催の第17回瀬戸内海広域漁業調整委員会以降の主な取組は以上のとおりでございます。

引き続き、他海域の状況も把握しつつ、また関係県のご協力を得つつ、更には関係漁業者のご意見を踏まえつつ検討を進めてまいりたいと考えております。また検討状況につ

きましては適宜本委員会に報告を行いたいと考えております。私からは以上です。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして何かご意見、ご質問はございませんか。

それでは、トラフグの資源水準は低位横ばいと資源評価がなされております。トラフグの資源管理につきましては、こうした資源評価を踏まえまして引きつづき検討を進めていただくようお願いを申し上げます。

(議題5 平成21年度予算について)

(前田会長)

それではつづきまして、議題5の「平成21年度予算について」に入ります。水産庁管理課さんより説明がございまして、よろしくお願ひいたします。

(渡邊管理課課長補佐)

水産庁管理課の渡辺と申します。

私から平成21年度予算につきましてご説明申し上げます。資料の5の1ページをご覧ください。

21年度予算に関しましては、その前提となる資源回復計画につきまして新たな方向性が確定をいたしました。先ほど高橋委員からもご発言がありましたけれども、今回この21年度予算に関しましては、この資源回復計画の今後の展開についてということを中心にご説明申し上げます。

まずこの1ページ目の一番左側をご覧くださいなのですが、現行の資源回復計画、平成14年から取組の開始をいたしまして現在64計画で実施中、5計画で作成中ということございまして、資源の回復が必要な魚種等を対象に漁獲努力量の削減等を実施していくということを取り組んできております。計画開始から時間が大分たってきておまして、中には資源の回復の兆しが見られつつある計画も出てきているところございまして、そうしたものについてはこの資料の一番右側でございますけれども、最終的には経営支援を行わない形で自立的に、漁業者、あと行政、研究者がともに資源管理を行っていくというのが最終的な理想になるわけでございます。とは言っても、いきなり自立といってもさまざまな課題があります。そうした課題も踏まえまして、水産庁としてはどのような形で取り組んでいけば最終的に自立というようなものが有効に、効果的に達成できるのかというものを当然考えていかなければならないという課題があると考えております。そうしたことを踏まえて今回、新たに一番右側の右から1つ戻っていただいたところにポスト資源回復計画というものがございまして、最終的に自立に向けた準備期間ということにより効果的な取組というのどのようなものがあるのかというものを考えながら、これまでと同様の取組、そしてこれまでと同様の形で支援を行う準備期間として、ポスト資源回復計画というものを新たに位置づけて推進をしていきたいと考えてございます。

中にポスト資源回復計画のところにも書いてありますけれども、基本的に実施機関は原則5年間取り組んでいきたいと考えておまして、繰り返しますけれどもポスト資源回復計画の下部分に矢印が出ておりますが、これまでと同様に漁獲努力量の削減措置であるとか種苗放流の積極的な推進、漁場環境の保全措置等に対する支援を引きつづきやっていきたいと考えております。

また、こうしたことに加えまして、これまで既存の資源回復計画につきましても現在のところ平成18年度に着手したものに作成を限るということになっておったわけでございますけれども、これまでさまざまな作成に対する要望等もございましたので、そうしたことも踏まえまして今後また新たに資源回復計画の作成についても可能にしていくことといたしましたのであわせてご報告をいたします。

資源回復計画につきましても、努力量の削減措置等に対する支援というものを当然ながらこれまでと同じように行っていきたいと考えております。

なお、ポスト資源回復計画に移行するに当たってこれまでにやってきた取り組みがどうだったのか、また今後最終的な自立に向けてどのような取組が有効でかつ取り組み可能なのかというようなものを当然評価検討していかなければいけませんので、そうしたことをするために左側の2つ目のところにポスト資源回復計画移行調査というものがございますけれども、そのための予算というものも今回新たに確保をいたしましたのであわせてご報告をいたします。

このほか平成21年度予算につきましては、繰り返しますがこれまでと同様に漁業者協議会の開催であるとか、資源回復計画の普及・啓発の取組、また漁獲努力量の削減、種苗放流、漁場環境保全といったものに対する支援措置というものも引き続き確保をいたしましたので、引き続きご活用をいただければと思っております。

また、2ページ以降にはそうした各事業のPR判を添付しておりますのでご参照いただければと思います。

以上、簡単ではございますけれども平成21年度予算につきましてご説明を終わります。以上でございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

何かご質問といたしますか、ございませんでしょうか。

(議題6 その他)

(前田会長)

ございませんか、それでは議題5の「その他」に入りますけれども、せっかくの委員会でございますので何か取り上げる事項等はありませんでしょうか。

よろしいですか。それでは事務局の方から委員の任期及び次回の委員会の開催予定などについてご説明お願いいたします。

(馬場調整課長)

瀬戸内海広域漁業調整委員会の現在の委員の任期は平成17年10月1日から4年間、今年の9月末日までが任期となっており、次回の委員会につきましては緊急開催の必要がなければ例年どおり10月ごろに開催したいと考えております。

委員につきましては、海区委員の代表については改めて選定していただき、また大臣選任委員につきましても改めて選任し直した上で開催させていただく予定です。

委員の皆さまには大変お世話になり、まことにありがとうございました。

なお次回の委員会の日時、場所等につきましては改めて事務局より新委員さんに連絡させていただきます。以上でございます。

(閉 会)

(前田会長)

ありがとうございました。

馬場課長さんからお話ありがとうございましたとおり、今日、出席していただいておりますメンバーでの委員会はこれで最後になるのかなと思います。委員の皆様方、4年間大変ご苦労までございました。この4年間に当委員会で取り上げられましたいろいろな課題に取り組んでまいりました。そして、その課題に対しましてそれぞれ一定の成果を上げることができました。これ、一重に委員皆様方のご尽力の賜であると感謝を申し上げる次第でございます。

今後とも委員皆様方にはご健勝で、そしてまたそれぞれのお立場、またそれぞれの分野でご活躍していただくことを心からご祈念申し上げます。

それでは、これで本日の会を閉じたいと思いますが、各委員さん、また、ご臨席の皆様には本委員会の開催へのご協力ありがとうございました。

また、議事録署名人の山本委員さん、原委員さんにおかれましては後日議事録が送付されると思いますのでよろしくお願い申し上げます。

それではこれもちまして、第18回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会いたしたいと思っております。どうもありがとうございました。